10．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。
11．表示単位
　金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
　（利益の処分に関する書類を除く。）

Ⅱ　貸借対照表関係

１．翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	259,401千円
２．翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額	3,281,806千円

Ⅲ　キャッシュ・フロー計算書関係
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	2,044,619千円
定期預金	△　5,534千円
資金期末残高	2,039,085千円

２．重要な非資金取引
⑴　現物寄附による資産の取得

工具器具備品	65,435千円
図書	17,948千円
美術品・収蔵品	12,500千円
計	95,884千円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	44,097千円

Ⅳ　国立大学法人等業務実施コスト計算書関係
　引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員に係る額　44,952千円

Ⅴ　金融商品関係
（追加情報）
　「「金融商品に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用について」（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課　事務連絡　平成22年４月27日）に留意し、当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しています。
１．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。
　資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有していません。
２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	199,958	202,371	2,412
⑵　長期預金	1,000	1,000	0
⑶　現金及び預金	2,044,619	2,044,619	—
⑷　未払金	(1,263,943)	(1,263,943)	—

（＊１）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

㈱　金融商品の時価の算定方法
⑴　投資有価証券及び有価証券
　取引金融機関から提示された価格によっています。
⑵　長期預金
　期間に基づく区分毎に、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値によっています。
⑶　現金及び預金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
⑷　未払金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

Ⅵ　賃貸等不動産関係
（追加情報）
　「「金融商品に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用について」（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課　事務連絡　平成22年４月27日）に留意し、当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号　平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号　平成20年11月28日）を適用しています。
１．賃貸等不動産の時価等に関する事項
　当法人は半田地区、北小路地区及び法蓮地区に寄宿舎等を有しています。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりです。
（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
2,023,232	△　79,871	1,943,361	2,085,836

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
（注２）当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりです。
　減価償却による減少（学生寄宿舎ほか２箇所）　79,871千円
（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。
２．賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況
　賃貸等不動産に関する当事業年度における収益及び費用等の状況は次のとおりです。
（単位：千円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
21,497	(79,632) 98,892	—

㈱賃貸費用の括弧内には、損益外減価償却相当額を内数として記載しています。

Ⅶ　重要な債務負担行為
　該当事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象
　該当事項はありません。